北秋田市告示第141号

北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年 11 月２日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領の一部を改正する告示

北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領（令和４年北秋田市告示第 80 号）の一部を次のように改正する。

題名中「北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業」を「北秋田市農山村オンリーワンビジネス創出事業」に改める。

第１中「未来へつなぐ元気な農山村創造事業」を「農山村オンリーワンビジネス創出事業」に改める。

第３を次のように改める。

第３　事業の内容

本事業は次に掲げるものとし、事業内容については県要領第３に定めるとおりとする。

農山村オンリーワンビジネス支援事業

第８を次のように改める。

第８　助成

市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

１　補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則、秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱、北秋田市財務規則及び北秋田市補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

２　補助金の額は、税（消費税及び地方消費税をいう。）抜総事業費に別表１に定める補助率を乗じて得た額（1,000 円未満切り捨て）に、県補助金を加えて得た額とする。ただし、消費課税事業者でない者、簡易課税を選択している者は、消費税込みの事業費で算出することができる。

３　事業の実施主体あたりの補助金額が 25 万円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積り合わせ等の結果、25 万円未満となったものについては補助対象とする。

４　事業実施後に取組内容が本事業の趣旨に沿っていないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。

第 10 を次のように改める。

第 10　その他

１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

２　令和４年度から令和７年度に実施した未来へつなぐ元気な農山村創造事業で採択した事業については、従前の県要領（令和７年４月１日改正）による。

別表１を次のように改める。

別表１（第８関係）

事業名	補助率
農山村オンリーワンビジネス創出事業	１／12 以内（補助金の上限金額 41 万 6,000 円／年度）とする。

附　則

この告示は令和８年 11 月２日から施行し、改正後の北秋田市農山村オンリーワンビジネス創出事業実施要領の規定は令和８年度において実施する農山村オンリーワンビジネス創出事業について適用する。

北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領の一部を改正する告示　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
北秋田市農山村オンリーワンビジネス創出事業実施要領	北秋田市未来へつなぐ元気な農山村創造事業実施要領
第１　事業の趣旨 この要領は、農山村オンリーワンビジネス創出事業（令和４年６月 23 日付け農振 270 制定。以下「県要領」という。）に基づき、秋田県が実施する助成に協調し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。	第１　事業の趣旨 この要領は、　未来へつなぐ元気な農山村創造事業（令和４年６月 23 日付け農振 270 制定。以下「県要領」という。）に基づき、秋田県が実施する助成に協調し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
第２（略）	第２（略）
第３　事業の内容 本事業は次に掲げるものとし、事業内容については県要領第３に定めるとおりとする。 農山村オンリーワンビジネス支援事業	第３　事業の内容 本事業は次に掲げるものとし、それぞれ事業内容については県要領第３に定めるとおりとする。 １　元気な農山村創造プラン策定事業 ２　農山村発新ビジネス創出事業
第４～第７（略）	第４～第７（略）
第８　助成 市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。 １　補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則、秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱、北秋田市財務規則及び北秋田市補助金等交付要綱に定めるとおりとする。 ２　補助金の額は、税（消費税及び地方消費税をいう。）抜総事業費に別表１に定める補助率を乗じて得た額（1,000 円未満切り捨て）に、県補助金を加えて得た額とする。ただし、消費課税事業者でない者、簡易課税を選択している者	第８　助成 市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。 １　補助金の取扱い （１）補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則、秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱、北秋田市財務規則及び北秋田市補助金等交付要綱に定めるとおりとする。 （２）補助金の額は、税（消費税及び地方消費税をいう。）抜総事業費に別表１に定める補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）に、県補助金を加えて得た額とする。ただし、消費課税事業者でない者、簡易課税を選択している者は、消費税込

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>は、消費税込みの事業費で算出することができる。
３　事業の実施主体あたりの補助金額が25万円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積り合わせ等の結果、25万円未満となったものについては補助対象とする。
４　事業実施後に取組内容が本事業の趣旨に沿っていないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。

第９（略）

第10　その他
１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
２　令和４年度から令和７年度に実施した未来へつなぐ元気な農山村創造事業で採択した事業については、従前の県要領（令和７年４月１日改正）による。

別表１（第８関係）
<table><tr><th>事業名</th><th>補助率</th></tr><tr><td>農山村オンリーワンビジネス創出事業</td><td>１／12以内（補助金の上限金額41万6,000円／年度）とする。</td></tr></table></td><td>みの事業費で算出することができる。
（３）第３の２の事業については、事業の実施主体あたりの補助金額が200千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積り合わせ等の結果、200千円未満となったものについては補助対象とする。
（４）事業実施後に取組内容が本事業の趣旨に沿っていないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。

第９（略）

第10　その他
この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表１（第８の２）
<table><tr><th>事業名</th><th>補助率</th></tr><tr><td>（第３の１）元気な農山村創造プラン策定事業</td><td>１／２以内（補助金の上限金額300千円）とする。</td></tr><tr><td>（第３の２）農山村発新ビジネス創出事業</td><td>１／１２以内（補助金の上限金額416千円／年度。交流拠点機能を併せ持つ施設改修については補助金の上限金額583千円／年度。）とする。
ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年六月十三日公布。令和三年六月一日施行。）による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）改正に伴う施設整備については、１／４以内（補助金の上限金額1,250千円／年度。）とする。</td></tr></table></td></tr>
</table>